

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月12日
【四半期会計期間】	第47期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社 田 谷
【英訳名】	TAYA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 保科 匡邦
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
【電話番号】	03 - 5772 - 8401
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 兼 管理部長 中村 隆昌
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
【電話番号】	03 - 5772 - 8401
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 兼 管理部長 中村 隆昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第2四半期 累計期間	第47期 第2四半期 累計期間	第46期
会計期間	自2019年 4月1日 至2019年 9月30日	自2020年 4月1日 至2020年 9月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高 (千円)	4,565,635	3,121,929	8,746,902
経常損失() (千円)	145,150	738,612	401,413
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	44,111	802,330	384,464
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,480,180	1,480,180	1,480,180
発行済株式総数 (株)	5,100,000	5,100,000	5,100,000
純資産額 (千円)	2,468,088	1,237,181	2,039,512
総資産額 (千円)	5,646,929	4,791,899	5,028,656
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	8.83	160.56	76.94
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	43.7	25.8	40.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	84,747	229,500	40,342
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	24,213	123,733	134,797
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,679	137,873	149,047
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	658,450	589,997	557,889

回次	第46期 第2四半期 会計期間	第47期 第2四半期 会計期間
会計期間	自2019年 7月1日 至2019年 9月30日	自2020年 7月1日 至2020年 9月30日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	(円) 24.68	48.75

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項がないため記載しておりません。
4. 第46期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、第46期及び第47期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度において、2019年10月からの消費増税の影響に加え、第4四半期以降の新型コロナウイルス感染拡大による消費減退や、外出自粛等の影響に伴う入客数の減少により、売上高が著しく減少し、営業損失および経常損失を計上いたしました。

また、継続して当第2四半期累計期間においても四半期純損失を計上しております。この結果、当第2四半期会計期間末においても2016年12月に取引金融機関と締結したシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに与える影響が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社は事業における収益力の改善および本部費用の削減等の施策を行い、当該状況の改善に努めております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の影響下ではありますが、「心技体」をスローガンに、質の高い技術・接客・サービスを提供し、お客様に喜んでいただけるよう努めてまいります。

また、多様化する消費環境や消費行動を機敏に捉え、店舗・地域ごとに応じた営業施策をより一層強化することで既存店の充実を図ってまいります。

さらに、人的資源の「確保・育成・定着」を主とした効率的な人員配置による生産性の向上、商品販売力の強化、不採算店舗の統廃合、在庫の適正化や資産の売却、設備投資の抑制等に取り組み、本部費用につきましても、人件費や予算管理の厳格化による諸経費の削減などを推進してまいります。

また、雇用調整助成金の活用、支払賃料の減額等の要請、緊急経済対策に基づく税金および社会保険料の納税猶予制度の利用、その他の費用削減等の施策を講じてまいります。

資金面につきましては、各金融機関に対して財務制限条項の適用の猶予に関する申し入れを行い、同意を取り付けております。また、今後1年間に必要となる追加的な資金調達について、取引金融機関等と交渉を進めており、当社の財務的な安定性を高めるために、メインバンクを含め、資金繰り支援策としての新たな融資枠を設定いただいております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、経済活動と個人消費が停滞し、景気が急速に減退いたしました。6月以降、一部回復の兆しはみられるものの、今後も経済活動停滞の長期化が懸念される等、先行き不透明な状況が続いております。

美容業界におきましても、新型コロナウイルス感染症に伴う急速な消費マインドの冷え込み、感染症対策の営業体制、店舗間競争の激化、また労働需給逼迫による美容師確保難など、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社といたしましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、社員のマスク着用、定期的な消毒や換気の実施など、感染防止対策を徹底した上で、「心技体」をスローガンに、質の高い技術・接客・サービスを提供し、お客様に喜んでいただけるよう努めてまいりました。

店舗につきましては、美容室1店舗（TAYA あすみが丘店）の改装を行い、一方で美容室2店舗（Shampoo メイト黒崎店、TAYA 黒崎井筒屋店）を閉鎖いたしました。これにより当第2四半期会計期間末の店舗数は、美容室117店舗と小売店1店舗となりました。

以上の結果、当社の第2四半期累計期間の業績は、売上高3,121百万円（前年同期比31.6%減）となり、営業損失732百万円（前年同期は営業損失139百万円）、経常損失738百万円（前年同期は経常損失145百万円）、四半期純損失は802百万円（前年同期は四半期純利益44百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産は4,791百万円となり、前事業年度末と比べて236百万円減少いたしました。

流動資産の残高は1,180百万円となり、前事業年度末と比べて139百万円減少いたしました。固定資産の残高は3,611百万円となり、前事業年度末と比べて97百万円減少いたしました。主な減少につきましては、現金及び預金の減少79百万円、売掛金の減少43百万円、建物の減少74百万円であります。

当第2四半期会計期間末の負債総額は3,554万円となり、前事業年度末と比べて565百万円増加いたしました。

流動負債の残高は2,329百万円となり、前事業年度末と比べて654百万円増加いたしました。固定負債の残高は1,224百万円となり、前事業年度末と比べて89百万円減少いたしました。主な増加につきましては、未払費用の増加160百万円、長短借入金の純増142百万円、流動負債「その他」に含めております預り金の増加129百万円であります。

当第2四半期会計期間末の純資産は1,237百万円となり、前事業年度末と比べて802百万円減少いたしました。

以上の結果、自己資本比率は前事業年度末40.6%から25.8%に減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は(以下「資金」という。)前事業年度末に比べ32百万円増加し、589百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、営業活動の結果使用した資金は229百万円(前年同四半期は84百万円の使用)となりました。

これは主に、減価償却費91百万円、売上債権の減少43百万円、未払費用の増加134百万円、預り金の増加129百万円、未払消費税等の増加127百万円があったものの、税引前四半期純損失779百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、投資活動の結果獲得した資金は123百万円(前年同四半期は24百万円の使用)となりました。

これは主に定期預金の純減111百万円、保険積立金の解約による収入が22百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、財務活動の結果獲得した資金は137百万円(前年同四半期は114百万円の使用)となりました。

これは主に、長短借入金の純増142百万円があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載「有形固定資産の減損」について以下のように重要な変更を行っております。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い政府より発令された緊急事態宣言による外出自粛等や商業施設の臨時休業等により2020年4月から5月にかけて休業もしくは時短営業を行っておりました。その後5月25日に緊急事態宣言が解除された後、順次営業を再開し6月1日以降全店営業再開しております。

しかしながら、当四半期会計期間末においても新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、今後の収束時期について正確に予測することは困難な状況にあります。当社といたしましては、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積りに用いた仮定について、当事業年度末まで影響が続くと仮定を見直し会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、さらに収束が遅延し影響が長期化した場合には将来において損失が発生する可能性があります。

(5) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,100,000	5,100,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	5,100,000	5,100,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	5,100,000	-	1,480,180	-	1,702,245

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
有限会社ティーズ	横浜市青葉区美しが丘西3 - 8 - 26	1,677	33.55
田谷 哲哉	横浜市青葉区	152	3.05
株式会社赤城自動車教習所	群馬県伊勢崎市赤堀今井町1 - 564	136	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 - 11 - 3	81	1.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1 - 8 - 12	64	1.28
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1	58	1.16
田谷 和正	横浜市青葉区	57	1.15
浜野 統一	千葉県大網白里市	57	1.14
T A Y A社員持株会	東京都渋谷区神宮前2 - 18 - 19	53	1.06
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7 - 18 - 24	40	0.80
計	-	2,377	47.57

- (注) 1.上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、81千株であります。
- 2.上記株式会社日本カストディ銀行(信託口5)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、64千株であります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 102,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,995,700	49,957	-
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	5,100,000	-	-
総株主の議決権	-	49,957	-

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社田谷	東京都渋谷区神宮前2-18-19	102,900	-	102,900	2.01
計	-	102,900	-	102,900	2.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、普賢監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	785,078	705,846
売掛金	297,924	254,488
商品	74,565	64,392
美容材料	23,056	20,896
その他	139,695	135,601
貸倒引当金	305	773
流動資産合計	1,320,016	1,180,452
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	940,252	865,318
土地	1,176,869	1,176,869
その他(純額)	72,367	61,465
有形固定資産合計	2,189,488	2,103,653
無形固定資産	31,427	31,063
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,465,009	1,459,326
その他	25,714	20,403
貸倒引当金	3,000	3,000
投資その他の資産合計	1,487,723	1,476,730
固定資産合計	3,708,640	3,611,446
資産合計	5,028,656	4,791,899

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	172,904	117,814
電子記録債務	144,932	138,776
短期借入金	1,455,001	1,700,000
1年内返済予定の長期借入金	1,205,490	1,198,390
未払法人税等	85,391	135,773
未払費用	369,418	529,915
賞与引当金	54,917	44,768
その他	187,002	464,423
流動負債合計	1,675,058	2,329,863
固定負債		
長期借入金	1,742,671	1,647,026
退職給付引当金	355,312	353,614
資産除去債務	199,644	202,501
その他	16,457	21,712
固定負債合計	1,314,086	1,224,854
負債合計	2,989,144	3,554,717
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,480,180	1,480,180
資本剰余金	1,702,245	1,702,245
利益剰余金	983,415	1,785,745
自己株式	159,497	159,497
株主資本合計	2,039,512	1,237,181
純資産合計	2,039,512	1,237,181
負債純資産合計	5,028,656	4,791,899

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	4,565,635	3,121,929
売上原価	4,047,424	3,304,678
売上総利益又は売上総損失()	518,211	182,749
販売費及び一般管理費	658,150	549,739
営業損失()	139,939	732,488
営業外収益		
受取利息	41	11
保険配当金	2,170	1,935
その他	5,650	4,486
営業外収益合計	7,861	6,433
営業外費用		
支払利息	10,320	9,770
その他	2,752	2,787
営業外費用合計	13,072	12,557
経常損失()	145,150	738,612
特別利益		
退店補償金	220,000	1,627
移転補償金	39,686	-
受取保険金	-	3,000
保険解約返戻金	-	17,930
助成金収入	-	83,911
特別利益合計	259,686	106,469
特別損失		
役員退職慰労金	-	14,000
固定資産除却損	35,183	13,189
店舗休業損失	-	120,011
その他	1,992	-
特別損失合計	37,175	147,200
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	77,360	779,344
法人税、住民税及び事業税	33,939	23,095
法人税等調整額	691	109
法人税等合計	33,248	22,986
四半期純利益又は四半期純損失()	44,111	802,330

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	77,360	779,344
減価償却費	113,247	91,220
賞与引当金の増減額(は減少)	732	10,148
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,797	1,698
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	468
受取利息	41	11
支払利息	10,320	9,770
シンジケートローン手数料	2,101	1,569
固定資産除却損	35,183	13,189
退店補償金	220,000	1,627
助成金収入	-	83,911
受取保険金	-	3,000
保険解約返戻金	-	17,930
役員退職慰労金	-	14,000
店舗休業損失	-	120,011
移転補償金	39,686	-
売上債権の増減額(は増加)	100,099	43,445
たな卸資産の増減額(は増加)	1,230	11,449
仕入債務の増減額(は減少)	4,420	55,194
未払費用の増減額(は減少)	55,169	134,707
預り金の増減額(は減少)	50,416	129,487
未払消費税等の増減額(は減少)	46,469	127,552
その他	8,210	49,392
小計	68,601	206,603
利息の受取額	41	19
利息の支払額	10,770	9,730
助成金の受取額	-	83,911
保険金の受取額	-	3,000
移転補償金の受取額	39,686	-
役員退職慰労金の支払額	-	5,900
店舗休業損失の支払額	-	94,194
法人税等の支払額	45,102	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,747	229,500
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	169,329	136,273
定期預金の払戻による収入	160,570	247,612
有形固定資産の取得による支出	25,963	10,240
敷金及び保証金の差入による支出	19,679	6,272
敷金及び保証金の回収による収入	40,538	6,292
保険積立金の解約による収入	-	22,785
資産除去債務の履行による支出	5,050	-
その他	5,300	171
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,213	123,733
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	172,000	300,300
短期借入金の返済による支出	169,520	55,301
長期借入金の返済による支出	109,953	102,745
リース債務の返済による支出	6,309	4,310
シンジケートローン手数料の支払額	896	69
財務活動によるキャッシュ・フロー	114,679	137,873
現金及び現金同等物に係る換算差額	20	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	223,660	32,107
現金及び現金同等物の期首残高	882,111	557,889
現金及び現金同等物の四半期末残高	658,450	589,997

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、前事業年度において、2019年10月からの消費増税の影響に加え、第4四半期以降の新型コロナウイルス感染拡大による消費減退や、外出自粛等の影響に伴う入客数の減少により、売上高が著しく減少し、営業損失および経常損失を計上いたしました。

また、継続して当第2四半期累計期間においても四半期純損失を計上しております。この結果、当四半期会計期間末においても2016年12月に取引金融機関と締結したシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに与える影響が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社は事業における収益力の改善および本部費用の削減等の施策を行い、当該状況の改善に努めております。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の影響下ではありますが、「心技体」をスローガンに、質の高い技術・接客・サービスを提供し、お客様に喜んでいただけるよう努めてまいります。

また、多様化する消費環境や消費行動を機敏に捉え、店舗・地域ごとに応じた営業施策をより一層強化することで既存店の充実を図ってまいります。

さらに、人的資源の「確保・育成・定着」を主とした効率的な人員配置による生産性の向上、商品販売力の強化、不採算店舗の統廃合、在庫の適正化や資産の売却、設備投資の抑制等に取り組み、本部費用につきましても、人件費や予算管理の厳格化による諸経費の削減などを推進してまいります。

また、雇用調整助成金の活用、支払賃料の減額等の要請、緊急経済対策に基づく税金および社会保険料の納付猶予制度の利用、その他の費用削減等の施策を講じてまいります。

資金面につきましては、各金融機関に対して財務制限条項の適用の猶予に関する申し入れを行い、同意を取り付けております。また、今後1年間に必要となる追加的な資金調達について、取引金融機関等を含め交渉を進めており、当社の財務的な安定性を高めるために、メインバンクより資金繰り支援策としての新たな融資枠を設定いただいております。

これらの状況を鑑み、現時点において、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は実施途上であり、また、新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響について不透明感が増していることから、今後の事業進捗や追加的な資金調達の状況等によっては、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い政府より発令された緊急事態宣言による外出自粛等や商業施設の臨時休業等により2020年4月から5月にかけて休業もしくは時短営業を行ってまいりました。その後5月25日に緊急事態宣言が解除された後、順次営業を再開し6月1日以降全店営業再開しております。

しかしながら、当四半期会計期間末においても新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、今後の収束時期について正確に予測することは困難な状況にあります。当社といたしましては、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積りに用いた仮定について、当事業年度末頃まで影響が続くと仮定を見直し会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、さらに収束が遅延し影響が長期化した場合には将来において損失が発生する可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

1 財務制限条項

前事業年度 (2020年 3月31日)

当社が締結している取引銀行 3 行とのシンジケーション方式によるタームローン契約及び株式会社三井住友銀行他 1 行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

- ・ 2017年 3 月期末日以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を2016年 3 月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・ 2017年 3 月期末日以降の各事業年度末日における損益計算書に記載される営業損益を 2 期連続して損失としないこと。
- ・ 2017年 3 月期末日以降の各四半期会計期間末日における貸借対照表に記載される現金及び預金の金額が 7 億円以上であること。

当第 2 四半期会計期間 (2020年 9 月30日)

当社が締結している取引銀行 3 行とのシンジケーション方式によるタームローン契約及び株式会社三井住友銀行他 1 行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

- ・ 2017年 3 月期末日以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を2016年 3 月期末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・ 2017年 3 月期末日以降の各事業年度末日における損益計算書に記載される営業損益を 2 期連続して損失としないこと。
- ・ 2017年 3 月期末日以降の各四半期会計期間末日における貸借対照表に記載される現金及び預金の金額が 7 億円以上であること。

なお、上記契約に基づく第 1 四半期会計期間末日の借入実行残高、コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

・タームローン契約

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当第 2 四半期会計期間 (2020年 9 月30日)
借入実行残高	676,300千円	626,500千円

・コミットメントライン契約

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当第 2 四半期会計期間 (2020年 9 月30日)
コミットメントラインの総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	399,700	700,000
差引額	300,300	-

当社は、前事業年度末及び当四半期会計期間末における純資産の部の合計金額が基準年度の75%を下回ったことにより、当該ローン契約における財務制限条項に抵触する状況となっております。しかしながら、当該取引金融機関と財政状態及び資金計画等の協議を行った結果、本事態においては期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及を契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第2四半期会計期間 (2020年9月30日)
当座貸越極度額の総額	-	200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	200,000

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
給与・賞与	262,091千円	213,937千円
賞与引当金繰入額	24,906	25,238
退職給付費用	1,989	2,723
貸倒引当金繰入額	-	468

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期末貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
現金及び預金勘定	881,130千円	705,846千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	222,679	115,849
現金及び現金同等物	658,450	589,997

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)
該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(2020年9月30日)
前事業年度の末日に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(2020年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(2020年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第2四半期累計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)

当社は、美容事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

当社は、美容事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期 純損失()	8円83銭	160円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	44,111	802,330
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期 純損失()(千円)	44,111	802,330
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,997	4,997

(注) 当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月11日

株 式 会 社 田 谷
取 締 役 会 御 中

普 賢 監 査 法 人
東 京 都 港 区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 両児 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社田谷の2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の第2四半期会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社田谷の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、売上高が著しく減少し、営業損失および経常損失を計上し、また、継続して当第2四半期累計期間においても四半期純損失を計上している。この結果、当四半期会計期間末においても2016年12月に取引金融機関と締結したシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触しており、当該財務制限条項が適用された場合、資金繰りに与える影響が生じ、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。